別記様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

（宛先）長門市長　様

（申請者）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 住所 | 〒 |  | － |  |
|  | | | |
| ふりがな |  | | | |
| 氏名 |  | | | |
| 生年月日 | 年　　　　月　　　　日 | | | |
| 電話番号 |  | | | |
| 緊急連絡先（携帯等） |  | | | |

省エネ設備設置費補助金交付申請書

　省エネ設備設置費補助金の交付を受けたいので、長門市省エネ設備設置費補助金交付要綱第６条第１項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象システムの設置予定住所 | 長門市 | | | | | | | | | | | | | |
| 住宅の区分 | □新築 | | □既築 | | | | （　築後 | | |  | | | 年　） | |
| 工事着工予定年月日 |  |  | | 年 |  | 月 | |  | 日 | |  | | | |
| 工事完了予定年月日 |  |  | | 年 |  | 月 | |  | 日 | |  | | | |
| 申請する対象システムの種類 | 申請するシステムの□にチェックしてください | | | | | | | | | | | 添付書類 | | |
| □定置用リチウムイオン蓄電システム | | | | | | | | | | | 様式第１号の２ | | |
| □ | | | | | | | | | | |  | | |
| □ | | | | | | | | | | |  | | |
| □ | | | | | | | | | | |  | | |
| 対象経費の総額（税抜） |  | | | | | | | | | | | | | 円 |
| 申請額の総額 |  | | | | | | | | | | | | | 円 |

申請手続のための確認事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 確認項目  （注）チェックできない項目がある場合は申請ができません。 | | 確認欄  （チェックしてください。） | |
| 交付対象 | 長門市内に居住又は居住する予定がある。 | □はい | ― |
| 対象システムの設置工事の完了報告を行う際は、当該設置工事を行った住宅に居住している。  ※「いいえ」の場合、居住後速やかに住民票を提出してください。 | □はい | □いいえ |
| 長門市の市税等（長門市において賦課された市・県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険料）の納付状況を確認調査されることに同意する。 | □はい | ― |
| 申請者以外に住宅の所有者がいるか、住宅が申請者の所有するものでない。  ※「はい」の場合、所有者全員から承諾書をもらう必要があります。 | □はい | □いいえ |
|  |  |  |
| 対象設備等 | 対象システムは、申請者が自ら購入し、所有するものである。 | □はい | ― |
| 申請者が居住する住宅に設置し、かつ、申請者が居住する住宅で使用するものである。  　※「いいえ」は申請者が単身赴任等やむを得ない事情により居住していない場合のみです。ただし、配偶者や子等は居住している必要があります。  　　別途提出が必要な書類がある場合がありますので、事前に環境政策課までご相談ください。 | □はい | □いいえ |
| 書類の提出等 | 対象システムの設置工事及び工事代金の支払のいずれもが完了した日から起算して30日以内又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに、対象システム設置に係る完了報告を行うことができる。 | □はい | ― |
| 申請書等に添付する長門市など公的機関の発行する証明書は、発行日以後３か月以内のものである。 | □はい | ― |
| 処分の制限 | 対象システムの設置完了日から起算して、長門市省エネ設備設置費補助金交付要綱第１７条各号の耐用年数の期間、市長の承認を受けずに、対象システムを処分しない。 | □はい | ― |
| 使用状況の報告等 | 市長から協力を求められた場合、対象システムの使用状況の報告や対象システム利用に関するアンケートなどに協力することに同意する。 | □はい | ― |

【注意事項】　以下の事項について、十分確認の上、記入及び提出をお願いします。

１　申請者は、事務手続代行者（販売店など）に申請事務手続の代行を依頼することができます。

その場合、別記様式第１号の３の提出を併せてお願いします。

２　申請者から提出のあった書類は返還しません。

３　添付書類等に不備があるときは、受理できない場合があります。

４　対象システムの設置工事及び工事代金の支払のいずれもが完了した後、その完了の日から起算して30日以内又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに、完了報告書の提出をお願いします。期日までに完了報告を行うことができない場合、補助金の交付を行うことができませんのでご注意ください。

５　申請に係る提出書類は、コピーするなど控えをご用意ください。